

皆さま、こんにちは。日本維新の会の別府建一でございます。第14回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆さまにおかれましては、4日目で大変お疲れの事と存じますが、しばらくの間、ご清聴の程よろしくお願い申し上げます。

1つ目は、「外郭団体の内部統制について」お伺い致します。
本市は、令和4年4月に「尼崎市内部統制基本方針」が策定されました。

そこでお伺い致します。

質問.01

本市の外郭団体について内部統制は、どのように行われていますか。「尼崎市内部統制基本方針」の枠組みの適用がなされていますか。

2つ目は、「中学校 学校行事について」お伺い致します。

卒業式と公立高校入学試験の日程について例年、卒業式が入学試験よりも前の日程になっています。この日程では、卒業生は、卒業式直後の将来を左右する入学試験が気ががりで自身の卒業式でありながら心から喜びを噛みしめることが出来ません。

そこでお伺い致します。

質問.02

公立高校入学試験の直前に卒業式の行事日程になっている経緯、理由を教えてください。

3つ目は、「非居住住宅利活用促進税について」お伺い致します。

京都市では、空き家や別荘、セカンドハウスなどの居住者のない住宅(以下、非居住住宅と言います。)の存在は、京都市に居住を希望する方への住宅供給を妨げるとともに、防災上、防犯上又は生活環境上多くの問題を生じさせ、地域コミュニティの活力を低下させる原因の一つになっています。

このことに鑑み、非居住住宅の所有者に対し非居住住宅利活用促進税を課することで、非居住住宅の有効活用を促すとともに、その税収入をもって空き家の活用を支援する施策を講じることで、住宅の供給の促進、安心かつ安全な生活環境の確保、地域コミュニティの活性化及びこれらの施策に係る将来的な費用の低減を図り、もって持続可能なまちづくりに資することを目的として、令和5年4月13日に条例を公布されました。令和8年以後で課税を開始する予定です。

尚、京都市では、令和3年4月の資料によりますと固定資産税データにおける家屋所在地に住民票が置かれていない住宅の状況は、市内455,154戸の内、家屋所有者の住所が、市外、区内・市内の他の町に有る方が63,821戸で全体の14%になります。

そこでお伺い致します。

質問.03

本市において固定資産税データにおける家屋所在地に住民票が置かれていない住宅について状況を教えてください。

4つ目は、「動物愛護について」お伺い致します。

動物愛護基金の用途についてお伺い致します。

動物愛護基金の積立金が職員皆さまのふるさと納税の返礼品に知恵を絞って下さったお陰で、令和2年度7,100,320円、令和3年度8,788,327円、令和4年度20,079,750円と約3倍になり飛躍的に増加しています。

ふるさと納税制度から積立てられている動物愛護基金の用途については、「本年度積立てられた基金分は、翌々年度までに使い切る。」とルールがある、とお伺い致しました。

そこでお伺い致します。

質問.04

このルールの目的、基金を使い切る理由を教えてください。

以上、第1登壇の質問を終わります。第2登壇は、一問一答にて行います。

(第2登壇)

ご答弁いただき誠に有難うございます。

では、「外郭団体の内部統制について」お伺い致します。

第7回定例会において、「外郭団体の今後のモニタリングについて」のご見解を森山副市長よりご答弁いただきました。

当時のご答弁は、

「契約書の書類が適切に指示されていない事は、包括外部監査や監査からのご指摘がある。外郭団体の専門性を生かした役割を発揮できるように、市の部局としてもそれに対して協力し、指示、監督できるような能力を高めていく必要がある。」と、ご答弁いただきました。

そこでお伺い致します。

質問.05

このご答弁から1年経過しましたが、本市が行う外郭団体の内部統制は、どのような過程で検討され指示、監督出来る能力を高められましたか。

総務省にお伺いすると、「外郭団体を内部統制の対象とすることは禁止していない」旨の回答が有りました。

そこでお伺い致します。

質問.06

本市では、多くの不祥事が発生している状況も踏まえて、外郭団体についても「尼崎市内部統制基本方針」の対象とすべきと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

「外郭団体の内部統制について」は、

本市で多くの不祥事が発生している状況も踏まえて、外郭団体においても早急に「尼崎市内部統制基本方針」の対象とする事を要望致します。

次に、「中学校 学校行事について」お伺い致します。

卒業式の日程について、「令和4年度学校教育の充実に関する懇談会」にて尼崎市PTA連合会から要望が挙がっています。

その要望によりますと

「現在尼崎市立の卒業式は公立高校入学試験前に行う日程になっているが、阪神地区以外の県内他市では、6割程度が入学試験が終わってから卒業式を行っていると聞いている。入学試験前であるがために卒業式を欠席する生徒もいることから、卒業式の日程を公立高等学校の入学試験後にしてもらうことは可能であるかをご教示ください。」

との要望に

尼崎市教育委員会事務局の回答は、

「卒業式の日程については、卒業式当日に他校生が訪問するなど、生徒指導上のトラブルを未然に防止する観点等から、阪神地区の校長会において申し合わせ、それをもとに各校で決定しております。コロナ禍で日程を遅らせる動きもあることから、今後、他市町の状況も踏まえ、校長会とも意見交換をしてみたいと考えております。」

と、回答されています。

そこでお伺い致します。

質問.07

回答の中で「卒業式当日に他校生が訪問するなど」と有りますが、最近では、そのような事象はいつどこで有りましたか。40年前、私が学生時代には、他校に訪問するなど学校が荒れていた時期がありました。ここ近年は、そのようなお話は、お伺いしません。ご見解をお聞かせ下さい。

また、回答の中で、「他都市の状況も踏まえ」と有りますが阪神地区7市1町では、入学試験後に卒業式を行うのは、三田市、川西市、猪名川町、今年度から宝塚市、芦屋市も今月変更を発表されました。それに対して入学試験前に卒業式を行うのは、伊丹市、西宮市、そして尼崎市です。

これについては、令和5年3月9日に開催された7市1町の「阪神地区校長会で決定した。」とお伺いしました。しかしながら、宝塚市、芦屋市は、その決定後今年度から日程変更すると発表されました。

そこでお伺い致します。

質問.08

校長会の役割と権限を教えてください。阪神地区校長会の決定は、どこまで拘束力が有るのでしょうか。また、宝塚市や芦屋市のように決定に反いた場合、なんらかのペナルティーが有るのでしょうか。

質問.09

コロナ禍の中、令和2年度の卒業式は、令和3年3月17日、入学試験は、令和3年3月10日に例年とは違う日程で卒業式が行われています。

この日程変更の過程とその後、元の日程に戻った理由を教えてください。

第2学区の中でも、他市の生徒は、卒業式の日程が入学試験後に変更を行っている事で同じ入学試験を受験する本市の生徒の精神的、心理的負担については、人生初めて将来を左右する出来事ですので当然相当プレッシャーが有ると思います。

そこでお伺い致します。

質問.10

卒業式が入学試験の直前に行われる事により試験に全力集中出来ない生徒に対して、本市のご見解をお聞かせ下さい。

質問.11

これらの理由から今後、受験生徒の為にも今年度より日程の変更が出来ませんか。出来ない場合、その理由をお聞かせ下さい。

「中学校 学校行事について」は、

昨今第2学区の多くの他市町が入学試験後の卒業式を行っていく中、本市の生徒が精神的に入学試験受験に不利にならない様、他市町と同じく入学試験後の卒業式を行う事を要望致します。

次に、「非居住住宅利活用促進税について」お伺い致します。

京都市の取組みについて定住転入の促進、安心安全な生活環境の確保、地域コミュニティの活性化、また、課税された歳入を空き家対策に当てるという循環が出来ます。

全国空き家数ランキング第10位37,170戸の本市にとって有効な施策と考えます。

そこでお伺い致します。

質問.12

本市において、京都市の非居住住宅利活用促進税についてどのような認識をお持ちでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

空き家相談は、年々増加しておりますが、居住している気配がないが駆逐していない空き家の対処について、草木が生い茂っても建物が使用出来る状態の物件は、本市より指導・勧告は、出来ません。

また、今年度も「空家改修費補助事業」なども施策も行われていますが、使用できる状態の物件については、積極的な利用が進んでいないように思います。

そこでお伺い致します。

質問.13

この予備軍的な空き家の利活用を促す施策として、非居住住宅利活用促進税など、これに拘りませんが空き家を減少させて、空き家物件の流通化をさせる施策は、お考えでは有りませんか。

「非居住住宅利活用促進税について」は、老朽危険空き家になっていないまだ流通性のある指導、勧告出来ない予備軍的な空き家の流通・利活用を促す非住居住宅利活用促進税など施策の再検討を要望致します。

次に、「動物愛護について」お伺い致します。

5月30日の市長の尼活日記には、
尼崎市動物愛護センターを訪問しました。

兵庫県の動物愛護センターとも併設していますので、横連携が取りやすい環境になっています。
(中略)

また、近年は、地域の保護猫活動などにより、所有者不明の猫も大幅に減っています。

動物愛護センターは、このような犬・猫の保護だけでなく、犬の登録や狂犬病予防注射済票の交付、犬猫などの相談業務などを行っています。

動物愛護については、地域の皆様も含めて様々なご尽力をいただいています。

市民の皆様が、動物と共生しながら、お互い気持ちよく、そして安全に生活できるよう、市としても尽力していきたいと思えます。

と、本市ホームページに掲載されています。

折角、改修された尼崎市動物愛護センターですが、センター内で譲渡会を行わず事前に予約を行いご来場いただく施設の様です。

そこでお伺い致します。

質問.14

市長がおっしゃっている県動物愛護センターとの横連携を利用して県動物愛護センター施設内にボランティアの方々が毎週、運営出来る譲渡会会場をご提供してはいかがでしょうか。

野良猫の不妊手術や保護猫活動などの取り組みが進み、殺処分数なども大きく減少してきました。

行政の引き取り数も減っているので、所有者不明猫が減っているようにも見えます。しかしながら、改正動物愛護法により、自治体の犬猫の引き取り義務が、引き取り拒否できる場合の規定がなされた為、動物愛護センターに引取り拒否された犬猫の民間シェルターへの相談が増加し、保護動物が民間シェルターへなだれ込んでいる、という構図になっています。

本市だけでなく全国的にみても同様のようです。

そこでお伺い致します。

質問.15

本市は、改正動物愛護法により引取り拒否を行った事が有りますか。

また、このような民間シェルターの現状を把握していますか。ご見解をお聞かせ下さい。

動物愛護センターが受付けた相談件数は、令和3年度511件、令和4年度589件でした。

猫の引取頭数は、令和3年度99頭、令和4年度59頭でした。

4つの民間団体が対応した尼崎市民からの相談件数は、令和3年度582件、令和4年度391件

でした。

猫の引取頭数は、令和3年度382頭、令和4年度301頭でした。

令和4年度、引取頭数が前年度より減っているのは、令和3年度は多頭飼育崩壊の引き取りが多かったからです。

第7回定例会において「第二種動物取扱業者の届出がある事業者とは、日頃から情報共有を図っているほか飼育状況や収容頭数等についても把握している。」と答弁が有りました。

そこでお伺い致します。

質問.16

事業者の金銭的なご負担も把握されていますか。ご見解をお聞かせ下さい。

第7回定例会で、

「愛護基金からのボランティア支援と言う名目を出している助成金を直接団体が引き取った猫に支出出来ませんか。」

とお伺いしたところ安川保健局長からの答弁は、

「動物愛護ボランティアは、本市の動物愛護行政を推進する上で欠かせない存在である。財源に限りあることから支出対象を登録団体に限定してきた。助成対象の拡充も含めたボランティア支援の在り方について動物愛護管理推進協議会に諮り、今後協議をしていく必要がある。」

と答弁されています。

そこでお伺い致します。

質問.17

財源は、答弁当時より飛躍的に増加しているふるさと納税を原資とした基金を翌々年度まで使い切る指導の下、ボランティア支援に財源を当てれると考えますがその後協議会の協議結果と今後の基金活用方針についてご見解をお聞かせ下さい。

前回の尼崎市動物愛護管理推進協議会を傍聴致しました。野良猫の助成金の術式が変更の件についてお伺い致します。

協議会メンバーである開業獣医師が、「術式を限定する必要はない。」と、反対意見を述べていましたが、一般的に認められている手術方法を助成金の対象外とすることについて、「その理由がよく分からない。」という疑問の声も出ています。

そこでお伺い致します。

質問. 18

卵巣摘出の術式を排除し子宮と卵巣を同時に切除する術式にしたエビデンスはどのようになっていますか。

また、他の自治体でも術式は同じように限定されているのでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

「動物愛護について」は、

動物愛護ボランティアが、動物愛護センターよりも猫の年間引取頭数が多い中、動物愛護行政を推進する上で欠かせない存在で有るならば、直接引取った猫に動物愛護基金の助成対象としていただくよう要望致します。

以上で、私の全ての質問を終了致します。ご清聴、誠にありがとうございました。